

尾道市渡船建造業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

尾道市の第三セクターである航路事業者が使用する渡船（土堂～兼吉航路で主に使用するフェリー・第二種船）を建造するに当たり、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、委託先事業者を選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

尾道市渡船建造業務

(2) 業務内容

別紙尾道市渡船建造業務基本計画書に基づく渡船の建造

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年1月31日（金）まで

(4) 委託上限額

¥198,000,000－（消費税及び地方消費税を除く。）

3 スケジュール

項目	期間等
企画提案の公募(公告)	令和5年10月2日（月）
参加表明書受付期限	令和5年10月13日（金）午後5時まで
資格審査結果の通知	令和5年10月20日（金）までに行う。
提案書作成に係る 質問書の受付期限	令和5年10月13日（金）午後5時まで
質問書の回答	令和5年10月27日（金）までに行う。
企画提案書受付期限	令和5年11月10日（金）午後5時まで
ヒアリング	令和5年11月中旬（実施予定）
審査結果通知	令和5年11月下旬（通知予定）

4 提出先

尾道市産業部港湾振興課（担当：西門、原田）

〒722-0036 尾道市東御所町9番1号

TEL：0848-22-8158（直通） FAX：0848-22-8159

E-mail：kowan@city.onomichi.hiroshima.jp

5 参加資格

- (1) 本社所在地又は当該船舶の建造を行う施設の所在地が、広島県尾道市内であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 造船法（昭和25年法律第129号）第5条第1項の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を行っていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可されている者を除く。）でないこと。
- (5) 次に掲げる事項について実績等を有する者であること。
 - ① 過去に相応のフェリー建造の実績があること。
 - ② 船舶建造施設
当該船舶の建造に必要な能力を有すること。
 - ③ 船舶設計技術者
当該船舶の建造設計に必要な技術者を用意できること。
 - ④ 船舶建造技術者
当該船舶の建造に必要な技術者を提供できること。
 - ⑤ 納入後のメンテナンス体制
建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても十分なアフターサービス・メンテナンス体制を確保することが可能なこと。

6 プロポーザルの参加表明

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を令和5年10月13日（金）午後5時までに、上記提出先へ持参又は郵送（書留郵便で受付期限までに必着）により提出してください。なお、資格審査結果の通知は、同月20日（金）までに行います。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 造船所事情（様式2）
- (3) 船舶建造実績書（A4版・任意様式）
- (4) 納入後のメンテナンス体制調書（様式3）
- (5) 納税証明書（原本に限る。）
 - ① 尾道市発行の未納税額がないことの証明「完納証明書」
 - ② 税務署発行の未納税額がないことの証明「納税証明書」（「消費税及び地方消費税」及び「法人税」納税証明書）
- (6) 商業登記簿謄本（原本に限る。）

※ 3か月以内に発行されたもの

(7) 印鑑証明書（原本に限る。）

※ 3か月以内に発行されたもの

(8) 決算書（直前1期分）

財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等）

(9) 会社経歴書

(10) 労働保険料及び社会保険料の納入済領収書の写し

※ どちらも直近1年間分を提出すること。

7 提案書作成に係る質問の受付・回答

(1) 受付方法

質問がある場合は（様式4）に質問内容を記載の上、令和5年10月13日（金）午後5時までにメールで提出してください。

(2) 受付先

尾道市産業部港湾振興課（E-mail : kowan@city.onomichi.hiroshima.jp）

※ 質問書提出後、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、到達確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年10月27日（金）までに取りまとめ、メールで回答します。

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

（様式5）に、別紙、尾道市渡船建造業務基本計画書に記載の書類を添えて、令和5年11月10日（金）午後5時までに、上記提出先へ持参又は郵送（書留郵便で受付期限までに必着）により提出してください。

※ 持参、郵送を問いませんが、未着、遅延の場合は原因のいかんを問わず、未提出として取り扱います。

(2) 提出部数

企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

見積書 1通

9 委託業者の審査・選定

(1) 審査方法

提案書が提出された後、事務局において提出書類の点検を行い、その後、選定委員会においてヒアリングを実施し提案内容の審査を行います。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングの日時等については、別途、指定します。

(3) 審査基準

選定委員会において各提案書を次の基準に基づき採点評価し、得点の合計が最も高い提案者を建造事業者として選定します。

「基本事項」「業務実績」「安全性・技術力」「デザイン」「実施体制・スケジュール」
「維持管理」「総合提案力」「金額」

(4) 審査結果は、提出業者全員に通知します。

(5) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

(6) 審査により決定された委託候補業者は、本市と内容等について、別途協議の上、業務委託契約を締結します。なお、本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条に基づく尾道市議会の議決が必要な契約であるため、仮契約の締結後、尾道市議会の承認を得たのち本契約の締結となります。また、支払については、業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払います。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公正な審査を阻害するような行為があった場合
- (5) ヒアリングに正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積額が予定額を上回っている場合
- (7) その他本要領に違反すると認められる場合

11 その他

- (1) 本件に参加するために必要な費用は、全額参加業者の負担とします。
- (2) 企画提案書は、提出後に修正することはできません。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。
- (4) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）に基づいて提出書類等を公開することがあります。